

河内体育館定期清掃業務仕様書

1. 目的

河内体育館を定期的に清掃することにより、体育館の美観及び清潔を保ち、利用者が安全かつ快適に施設を利用できる状態を維持することを目的とする。

2. 清掃業務の範囲

委託業務の対象は、次のとおりとする。

(1)所在地

宇都宮市中岡本町3225番地

(2)施設名

宇都宮市河内体育館

(3)清掃建物面積(延床面積)

3,337m²

3. 清掃業務方法

業務内容により定期清掃業務とする。

(1)定期清掃業務

定期清掃の業務内容は別に定める。

(2)清掃作業員

作業内容により、その都度必要な作業員を配置すること。

(3)清掃業務日

清掃業務は担当職員と協議の上で行うこと。

4. 検査の実施

受託者は、清掃業務が終了した後、委託者の検査を受けること。

この場合、実施した清掃業務が清掃作業基準(別添)に適合しないと委託者が認めた場合は、その清掃業務の手直しを命ずることができる。

5. 経費の負担

委託者の経費の負担は、清掃業務に要する光熱水費の経費とする。

それ以外の経費は、すべて受託者の負担とする。

6. 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項は次のとおりとする。

(1)損害の補償事項

①業務委託時間中に、清掃作業員の責任において発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む)については、受託者が補償すること。

②業務委託時間中に、清掃作業員が被った損害については、受託者が補償すること。

(2)免責事項

①委託者の瑕疵によるもの。

②天災地変その他不可抗力によるもの。

7. 委託業務遂行上の義務

委託業務の遂行にあたっては、次の事項に充分留意すること。

(1)本書に定めのない事項であっても、委託者が建物管理上、又は美観上必要と認めた作業については、誠意をもって実施すること。

(2)善良な管理者の注意をもって委託業務にあたること。

(3)職務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

(4)建物内で拾得物があった場合は、委託者へ届け出ること。

(5)清掃中に物品等を移動した場合は、必ず元の位置に戻すこと。

清掃作業基準

この作業基準は、作業の大要を示すものであって、現場の状況に応じ軽微なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、委託者が美観又は建物管理上必要と認めた作業は、委託契約金の範囲内で実施するものとする。

1. 清掃作業要員

- ①受託者は、体育館内に適正な清掃作業員を置き、清掃作業実施に支障のないようにすること。
- ②ガラス清掃及び水洗いは、あらかじめ計画を立て適正な要員を配置すること。

2. 使用材料

- ①この作業に使用する材料及び機械器具類は、一切受託者の負担とし、電力、水道の費用は市の負担とする。

3. 作業工程

- ①作業工程については、委託者が別に定める清掃作業基準表によるものとし、細部については担当職員の指示を受けること。

4. 損害その他

- ①作業の実施にあたり、建物、工作物、その他物品に対し損害を与えた時は、賠償しなければならない。
- ②作業実施中に破損箇所を発見した場合、又は器具などに異常を認めた場合は、ただちに担当職員に報告するものとする。

5. 一般事項

この作業の実施にあたっては、衛生、又は火気取締りに留意するとともに、清掃を行う際に移動した物品等は元の位置に戻し、委託者の業務に支障のないよう次の事項について充分注意すること。

- ①清掃作業は、塵埃飛散防止に充分注意すること。
- ②清掃機械器具の取扱いによる衝撃あるいは湿気等で体育館内の機械器具その他の物品を破損しないこと。
- ③ガソリン、ベンジンなどの引火性の危険物は使用しないこと。
- ④電力使用にあたっては、極力節電に努めること。
- ⑤水道の使用にあたっては、極力節水するとともに機械その他に飛沫させないこと。
- ⑥塵払いは、機械その他設備のあるところは、必ず電気掃除機を使用すること。
- ⑦じゅうたん敷床は、電気掃除機でていねいに吸塵を行い、柔毛を損傷しないよう織り目に従って数回繰り返して入念に行なうこと。この場合、軽易に移動できる椅子などの備品類は移動のうえ掃除すること。
- ⑧床の油塗りは、特殊モップで塵沫を除去してから行なうこと。
- ⑨タイルはホースにより放水のうえ、ブラシで洗浄(便所は洗剤洗浄する)し、残水が残らないよう仕上げること。
- ⑩壁、窓、棚などは、手の届く範囲内で塵払い後、清水をもって雑巾拭きを行うこと。
- ⑪ブラインドは、上部をていねいに塵払いを行なうこと。
- ⑫机、窓枠、物置台などはていねいに塵払いを行い、水又は特殊雑巾拭きを行うこと。
- ⑬各出入口に備え付けてあるマットは、泥、塵などを充分取り除き洗浄のうえ、乾燥後備え付けること。
- ⑭扉、壁、枠などの手垢のついた部分は、少量の石鹼温水又は清水をもって入念に拭き取ること。
- ⑮照明器具の清掃にあたっては、感電事故等の無いように充分注意のうえ作業を行なうこと。